(令和元年6月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市ふるさと支援寄附条例施行規則(平成19年八女市規則第16号。以下「規則」という。)第3条第1項第5号に掲げる事業を指定して寄附された寄附金をNPO法人の活動支援事業に係る寄附金(以下「支援寄附金」という。)として市長が指定するNPO法人に交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象NPO法人の要件)

- 第2条 支援寄附金の交付の対象となるNPO法人は、次に掲げる要件を満たさな ければならない。
 - (1) 福岡県知事が認証するNPO法人であり、かつ、八女市内に主たる事務 所を置き、総会、理事会等により団体の意思決定を行っていること。
 - (2) 公益性の高い活動を行っていること。
 - (3) 市内において計画的かつ継続的な活動を行うことが見込まれ、市内に在住する構成員が1人以上いること。
 - (4) 自らのウェブサイト等により事業活動、決算・財務状況等の情報を広く 開示していること。
 - (5) 活動の目的が、宗教又は政治的なものでないこと。ただし、国県市指定 文化財の保護を目的とする場合又は支援寄附金の交付を受けようとする事業が 国及び地方公共団体から補助金等の交付対象として交付決定を受けた場合を除 く。
 - (6) 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。
 - (7) 構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する 暴力団員でなく、又はそれらと密接な関係を有していないこと。

(事業の要件)

- 第3条 支援寄附金を活用して行う事業(以下「活用事業」という。)は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 公益的な事業であること。
 - (2) 市の総合計画に掲げる施策と整合する活動であること。
 - (3) 市民の便益につながる事業であること。

- (4) 支援寄附金の多少にかかわらず事業を実施すること。
- (5) 構成員のみを対象とする事業でないこと。

(交付の対象となる経費)

第4条 交付の対象となる経費は、活用事業に要する費用で別表第1に掲げるものとする。

(活用団体の指定)

- 第5条 支援寄附金の交付を受けようとするNPO法人は、あらかじめ市長と事前協議した上で、NPO法人の活動支援事業に係る八女市ふるさと支援寄附活用団体指定申請書兼誓約書(様式第1号)、NPO法人の活動支援事業に係るふるさと支援寄附金活用計画書(様式第2号)、定款及び寄附活用事業に係る企画書を提出することにより申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合、市長が別に設置する選考委員会による審査 を経て活用団体の指定又は不指定を決定し、八女市ふるさと支援寄附活用団体指 定決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(寄附の募集及び受付)

第6条 市長は、前条第2項の規定により指定を決定したNPO法人(以下「指定 NPO法人」という。)の活用事業の内容及び目標寄附額をインターネット等により公開し、寄附の募集及び受付を行うものとする。

(指定の取消し等)

- 第7条 指定NPO法人が第2条及び第3条に掲げる要件に違反したときは、市長は、当該指定NPO法人に対して改善を求めるとともに、前条の寄附の募集及び受付を中止することができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、改善を求めたにもかかわらず、改善されない場合 は、活用団体の指定を取り消すことができるものとする。

(礼状及び返礼品)

- 第8条 指定NPO法人は、市長が指定NPO法人等に対して寄附者の情報を通知 することについて寄附者が同意した場合に限り、寄附者に礼状又は返礼品を送る ことができる。
- 2 前項の返礼品は、原則として指定NPO法人の活動に関連したものとし、八女 市ふるさと支援寄附協力事業者募集要項(平成29年9月1日決裁)に定める基 準によるものとする。

(予算措置及び交付額)

- 第9条 市長は、基金に積み立てた寄附金を限度として、NPO法人等と支援寄附金の交付時期及び交付額について協議を行い、必要な額を予算に計上するものとする。
- 2 交付する支援寄附金の額は、第4条に規定する交付の対象となる経費の合計額 (以下「活用事業費」という。)とし、第6条により受け付けた寄附金の額から 別表第2に規定する寄附の募集に際し市が負担した費用を控除した額を上限とす る。ただし、活用事業が国及び地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合は、 活用事業費から当該補助金等の額を控除した額を交付するものとする。

(交付手続)

- 第10条 支援寄附金の交付を受けようとする指定NPO法人は、NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付申請書(様式第4号)を市長に提出することにより申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、NPO法人の活動支援事業に係る交付決定通知書(様式第5号)を交付し、速やかに支援寄附金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

- 第11条 市長は、次に掲げる場合は、支援寄附金の交付決定の全部若しくは一部 を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 指定NPO法人が、第2条及び第3条に違反した場合
 - (2) 指定NPO法人が、第6条に規定する寄附の受付開始後に活用事業の目 的を変更した場合
 - (3) 指定NPO法人が、支援寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、支援寄附金を交付すること が適当でないと判断される場合
- (5) 支援寄附金のうち、活用事業に活用されなかった支援寄附金がある場合 2 市長は、前項の規定により取り消し、又は変更した場合において、既に支援寄 附金が交付されているときは、期限を付して当該支援寄附金の全部又は一部の返 還を命ずることができる。

(返還された支援寄附金の取扱い)

第12条 前条の規定により返還された支援寄附金については、八女市ふるさと支援寄附基金に積み立てるものとし、規則第4条第1項第6号に掲げる事業に振り替えることができる。

(活用事業の情報発信)

第13条 指定NPO法人は、活用事業についてウェブサイト、会報等により広く 情報発信しなければならない。

(実績報告)

第14条 指定NPO法人は、支援寄附金の交付を受けた年度から活用事業の終了する年度までの毎年度、当該年度における活用実績についてNPO法人の活動支援事業に係る事業実績報告書(様式第6号)、活動記録簿(写真を含む。)及び活動に対する支出が確認できる証ひょう書類(領収書等の写し)を提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第15条 市長は、支援寄附金の使途に関し必要があると認めるときは、指定NP O法人に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(個人情報の保護)

第16条 指定NPO法人は、この事業を通じて知り得た個人情報の重要性を認識 し、適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月2日から施行し、改正後のNPO法人の活動支援事業 に係る寄附金交付要綱の規定は、令和2年度分の支援寄附金から適用する。

別表第1 (第4条関係)

項目	交付の対象となる経費	
報償費	講師等の謝金、協力者への謝礼等	
旅費	講師旅費等	
消耗品費	コピー代、文具費、書籍代、共同作業やイベントに必	
	要な用品の購入費等	

燃料費	運搬車両の燃料代等		
食材費	体験活動等の事業に直接関係するもの		
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット印刷代、写真現像代		
	等		
役務費	郵便料、運搬料、傷害保険料等		
委託費	設計業務等		
使用料及び賃借料	会場借上料、車借上料、機材機器のリース料等		
修繕費・工事請負費	対象建築物整備等		
原材料費	補修工事又は修繕工事における材料費、加工用原材		
	料費等		
負担金補助及び交付	関係団体への支援金等		
金			
その他	活用事業に係る費用として市長が認めたもの		

別表第2 (第9条関係)

区分	寄附の募集に際し市が負担	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	した費用	
寄附受領証等の送付などの通信費	実費相当分	
寄附受領に要した手数料	実費相当分	
ふるさと支援寄附業務委託料	契約書に定める額	
インターネット上での掲載、募集及び受付に	まりかり まりょうない フ 佐ち	
要した費用	契約書に定める額	
返礼品の代金及び送料	実費相当分	

八女市長

 (申込者) 団 体 名

 代表者氏名
 印

 所 在 地

NPO法人の活動支援事業に係る八女市ふるさと支援寄附活用団体 指定申請書兼誓約書

NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付要綱第5条第1項に基づき、八女市ふるさと支援寄附活用団体の指定を申請します。

なお、申請に当たり次のとおり誓約します。

- 1 審査において、所在地状況及び活動状況を確認するため、事業者の所在に関する 情報及び決算状況について市が確認することについて了承します。
- 2 関係法令、関係条例、この要綱の定める要件等を遵守し、市長の指示に従います。
- 3 支援寄附金の多少にかかわらず事業を実施します。
- 4 団体の活動については団体及びその構成員が有限責任を負い、寄附者との間でトラブルが生じた場合は、当方が一切の責任を負い、解決に向けて誠実に対応します。
- 5 この事業により知り得た個人情報をこの事業の目的以外に利用し、又は第三者に 提供しません。

NPO法人の活動支援事業に係るふるさと支援寄附金活用計画書

(団体概要	([刊	体	裙	先写	更)
-------	----	---	---	---	----	---	---

NPO法人名				
代表者氏名				
事務所所在地				
電話番号	設立年月日	年	月	日
メールアドレス				
URL				
主な活動				

(財務状況)

古にりか左边営地の	年度	円
直近3か年決算期の 当期正味財産増減額	年度	円
	年度	円
流動資産	年度	円
流動負債	年度	円

※ 単式簿記の場合は、収支を記載してください。

(寄附金活用計画案)

事業	美実施 其	月間	年	月~	年	月
寄附金活用事業名]事業名				
活用事業の概要・目的		の概要・目的				
事業	美費内 訓	5	金額			摘要
活用	事業費	Ē.		円		
	支援智	 F M C C C C C C C C C C		円		
財源	特定	国県市等補助金		円		
源	財源	その他		円		
自己資金		全金		円		
返礼	返礼品設定の有無 有・無					

[※] 詳細な事業内容は、別途添付する企画書(任意様式)に記載。

様

八女市長

八女市ふるさと支援寄附活用団体指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあったNPO法人の活動支援事業に係る 八女市ふるさと支援寄附活用団体指定申請に対して、貴団体を指定することを決定しましたので、NPO法人活動支援に係る寄附金交付要綱第5条第2項に基づき通知します。

寄附金活用事業名		

印

八女市長

(申込者) 団 体 名 代表者氏名 所 在 地

NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付申請書

NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付要綱第9条及び第10条に基づき、N PO法人の活動支援事業に係る寄附金の交付を次のとおり申請します。

金額	円

(申請額の算定)

寄附金活用事業名	
活用事業費 (A)	円
国県市等補助金等見込み額 (B)	円
差額 (C=A-B)	円

寄附金受付額 (D)	円
寄附の募集に際し市が負担した費用(E)	円
支援寄附金上限額 (F=D-E)	円

C又はFのいずれか低い方の額を申請額とする。

様

八女市長

NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあったNPO法人の活動支援事業に 係る寄附金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

円

八女市長

(申込者) 団 体 名 代表者氏名 印 所 在 地

NPO法人の活動支援事業に係る事業実績報告書

NPO法人の活動支援事業に係る寄附金交付要綱第14条に基づき、次のとおり実績を報告します。

報告区分	完了実績報告	• 中間報告
寄附金活用事業名		
活用事業の概要・目的		
活用事業の成果		
事業期間	年 月 日~	~ 年 月 日

(活用事業費)

内訳			金額	摘要
活用事業費			円	
財源	支援寄附金		円	
	特定	国県市等補助金	円	
	財源	その他	円	
	自己資金		円	

寄附金返還の有無	有・無
有の場合は返還額	円